

令和4年2月16日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長
長野県知事 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の適用の延長に関する要請について

長野県においては、入院者数の増加による医療のひっ迫を避けるとともに、療養や濃厚接触による自宅待機者の増加による社会機能の停滞を防ぐため、1月27日から2月20日までを期限とし新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を講じてきたところです。

この間の県民の皆様のご協力により、新規陽性者数は減少の兆しを見せつつあるものの、直近1週間(令和4年2月8日～令和4年2月14日)の新規陽性者数は3,597人、人口10万人あたり175.63人と依然として高い水準が続いており、2月14日現在、確保病床使用率は37.8%、療養者数は5,846人、濃厚接触者数は約1万人と、医療への負荷が高い状況が継続しているほか、多くの方の行動が制約されている状況です。

現在の入院状況と療養者・濃厚接触者の状況に鑑みれば、今一段の感染対策の徹底と対応策の継続が必要であることから新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2月20日までとなっている長野県の「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間」を2週間延長するよう要請いたします。